

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人北海道教育大学の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当法人の主要事業は教育・研究事業である。役員報酬水準を検討するにあたって、他の国立大学法人、国家公務員や独立行政法人等のうち、同じ地域の以下の国立大学法人等を参考とした。

- (1) 国立大学法人北海道大学及び国立大学法人小樽商科大学は、同じ地域の国立大学法人として教育・研究事業を実施している。公表対象年度の役員報酬規定に記載された学長の本俸月額が984,000円、理事については776,000円、監事については720,000円と、当該法人と同額である。
- (2) 事務次官本俸月額(指定職8号) 22,652千円

② 平成26年度における役員報酬についての業務反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

期末特別手当について、国立大学法人評価委員会が行う業務評価の結果及び職務実績等を勘案し、100分の10の範囲内で増額し、又は減額する。

③ 役員報酬基準の内容及び平成26年度における改定内容

法人の長

役員給与規則により、月額が、本給(984,000円)に地域手当(29,520円)単身赴任手当(29,000円)、及び寒冷地手当(11月～翌年3月23,360円)を加算している。期末特別手当は、本給月額及び地域手当の月額合計額に100分の20を乗じて得た額及び本給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、6月期は100分の147.5、12月期は100分の162.5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。
なお、平成26年度では、給与法指定職の改定に準拠した期末特別手当支給率の引き上げ(年間0.15月分)を実施した。

理事

役員給与規則により、月額は、本給(776,000円)に地域手当、通勤手当、単身赴任手当及び寒冷地手当を加算している。期末特別手当は、本給月額及び地域手当の月額合計額に100分の20を乗じて得た額及び本給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、6月期は100分の147.5、12月期は100分の162.5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。
なお、平成26年度では、給与法指定職の改定に準拠した期末特別手当支給率の引き上げ(年間0.15月分)を実施した。

理事(非常勤)

該当者なし

監事

該当者なし

監事(非常勤)

役員給与規則により、月額は、本給(720,000円)に勤務日数に応じた割合を乗じて得た額に通勤手当を加算している。
平成26年度では、改定等はなし。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成26年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	17,159	11,808	4,532	354 (地域手当) 348 (単身赴任手当) 116 (寒冷地手当)			
A理事	13,333	9,312	3,574	279 (地域手当) 50 (通勤手当) 116 (寒冷地手当)			
B理事	13,716	9,312	3,574	279 (地域手当) 85 (通勤手当) 348 (単身赴任手当) 116 (寒冷地手当)			
C理事	13,490	9,312	3,574	279 (地域手当) 207 (通勤手当) 116 (寒冷地手当)			
D理事	14,810	9,312	3,765	893 (地域手当) 78 (通勤手当) 696 (単身赴任手当) 65 (寒冷地手当)			◇
A監事	2,709	2,592	0	117 (通勤手当)	4月1日		
B監事 (非常勤)	1,788	1,788	1,728	60 (通勤手当)	4月1日		

注1:総額,各内訳について千円未満切り捨てのため,総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2:「地域手当」は,国会公務員の取り扱いに準じ,民間賃金が高い地域として指定されている札幌市に在勤する役員に対し支給しているものである。

注3:「前職」欄には,役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

注4:A監事は,平成27年4月1日から常勤監事(平成27年3月31日までは,非常勤監事)

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

北海道教育大学は、教育理念である「先進の人間教育」、「行動する教養」、及び「高い志の涵養」に基づき、学長のリーダーシップの下で、現行の4課程（「教員養成課程」「人間地域科学課程」「芸術課程」「スポーツ教育課程」）を改変し、平成26年度からは「教員養成課程」「国際地域学科」「芸術・スポーツ文化学科」の1課程2学科を開設する大学となった。

そうした中で、北海道教育大学の学長は、常勤教職員813名（平成27年3月1日現在）の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

学長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬28,030千円と比較した場合、水準以下であり、また、事務次官の年間給与額22,652千円と比べてもそれ以下となっている。

また、他の教員養成系単科大学の長の報酬水準と同水準となっている。

こうした職務内容の特性や他の教員養成系単科大学との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事

理事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬28,030千円と比較した場合、水準以下である。

また、他の教員養成系単科大学の理事の報酬水準と同水準となっており、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事(非常勤)

該当者なし

監事

該当者なし

監事(非常勤)

非常勤監事の年間報酬額は、同じ地域内の国立大学法人の非常勤監事の報酬水準と同水準となっており、報酬水準は妥当であると考えられる。

【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人等、民間企業との比較などを考慮すると、役員報酬水準は妥当であると考えられる。

4 役員の退職手当の支給状況(平成26年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
法人の長	該当者なし					
理事	該当者なし					
監事	該当者なし					

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【文部科学大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
理事	該当者なし
監事	該当者なし

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

期末特別手当について、国立大学法人評価委員会が行う業務評価の結果及び職務実績等を勘案し、100分の10の範囲内で増額し、又は減額しており、今後も継続する。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

給与水準を検討するにあたって、他の国立大学法人等、国家公務員のほか、平成26年度職種別民間給与実態調査によるデータのうち、企業規模別(企業規模500人以上)・職種別平均支給額を参考にした。

- (1) 国立大学法人北海道大学は、同じ地域にある国立大学法人であり、事務・技術職員及び大学教員の年間給与額については、本法人と比較して同等である。
- (2) 平成26年度において、国家公務員の平均給与月額とは415,426円となっており、全職員の平均給与月額は429,167円となっている。
- (3) 職種別民間給与実態調査において、事務・技術関係職種の大学卒の4月の平均支給額は556,077円、教育職は574,101円となっている。

また、限られた運営費交付金の範囲内で業務を行う必要があるため、事務組織の合理化・簡素化を図り、人件費の削減に努めている。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定にあつては、以下のとおり、業務評価又は勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績を考慮している。

給与種目	制度の内容
俸給月額 (昇給)	5段階の昇給区分(号俸数)により、昇給日(1月1日)前1年間の勤務成績に応じて昇給することができる。
俸給月額 (昇格)	勤務成績が良好で、かつ昇格基準に達している場合、その者が従事する職務に応じて、上位の級に昇格させることができる。
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日、12月1日)以前6箇月以内の期間における勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給することができる。

③ 給与制度の内容及び平成26年度における主な改定内容

国立大学法人北海道教育大学職員給与規則に則り、俸給及び諸手当(俸給の調整額、俸給の特別調整額、初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、義務教育等教員特別手当、教職調整額、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、管理職員特別勤務手当、寒冷地手当、期末手当及び勤勉手当)としている。

期末手当については、期末手当基準額(俸給等+扶養手当+地域手当及び広域異動手当+役職段階別加算額+管理職加算額)に6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基準額(俸給等+地域手当及び広域異動手当+役職段階別加算額+管理職加算額)に諸手当に関する事務取扱要項に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額としている。

なお、平成26年度では、以下内容の改正が行われた。

【職員について】

①全俸給表のベースアップ(+0.3%)、②教育職(一)2級、教育職(二)2・3級及び教育職(三)2・特2級の俸給の調整額について、それぞれ100円引き上げ、③初任給調整手当について、採用後の期間に応じ、300円まで増額改定、④通勤手当のうち、自動車等使用者に係る支給月額を使用距離の区分に応じ100円から7,100円までの幅で引き上げ、⑤勤勉手当の支給率について、0.15月の引き上げ、⑥平成27年1月1日の昇給を1号俸抑制(教育職(二)及び教育職(三)俸給表適用者のうち、公立学校教員等からの人事交流者を除く)、⑦特殊勤務手当(教員特殊業務手当)について、北海道公立学校教員に適用となっている北海道の給与との差異分を引き上げを実施した。

【役員について】

①通勤手当について、常勤職員の改正内容に準じて引き上げ、②期末特別手当の支給率について、0.15月の引き上げを実施した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成26年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	656	46	7,255	5,373	83	1,882
事務・技術	175	40.6	5,557	4,193	86	1,364
教育職種 (大学教員)	325	51.6	8,578	6,259	94	2,319
技能・労務職種	1					
教育職種 (附属高校教員)	22	42.9	6,977	5,245	39	1,732
教育職種 (附属義務教育学校教員)	126	39.2	6,385	4,818	60	1,567
その他医療職種 (看護師)	4	49.5	5,403	4,006	55	1,397

注1:「技能・労務職種」とは、自動車運転手、守衛等の業務を行う職種を示すが、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注2:「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員を含む。

注3:「教育職員(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注4:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注5:在外職員については、該当者がいないため表を省略した。

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	22	44.1	5,478	5,478	97	0
教育職種 (大学教員)	1					
教育職種 (外国人教師等)	6	43.8	6,210	6,210	69	0
教育職種 (年俸制適用大学教員)	8	45.3	5,750	5,750	105	0
特任研究員	5	39.5	4,344	4,344	74	0
特任専門職	1					
特任センター員	1					

注1:「特任研究員」とは、競争的外部資金の提供を受ける公募型の研究開発事業又はプロジェクトを円滑に実施するため研究員として雇用される者、「特任専門職」とは、プロジェクトを円滑に実施するために雇用される研究員以外の者、「特任センター員」とは、本学教員養成開発連携センターにおけるプロジェクトを実施する者をそれぞれいう。

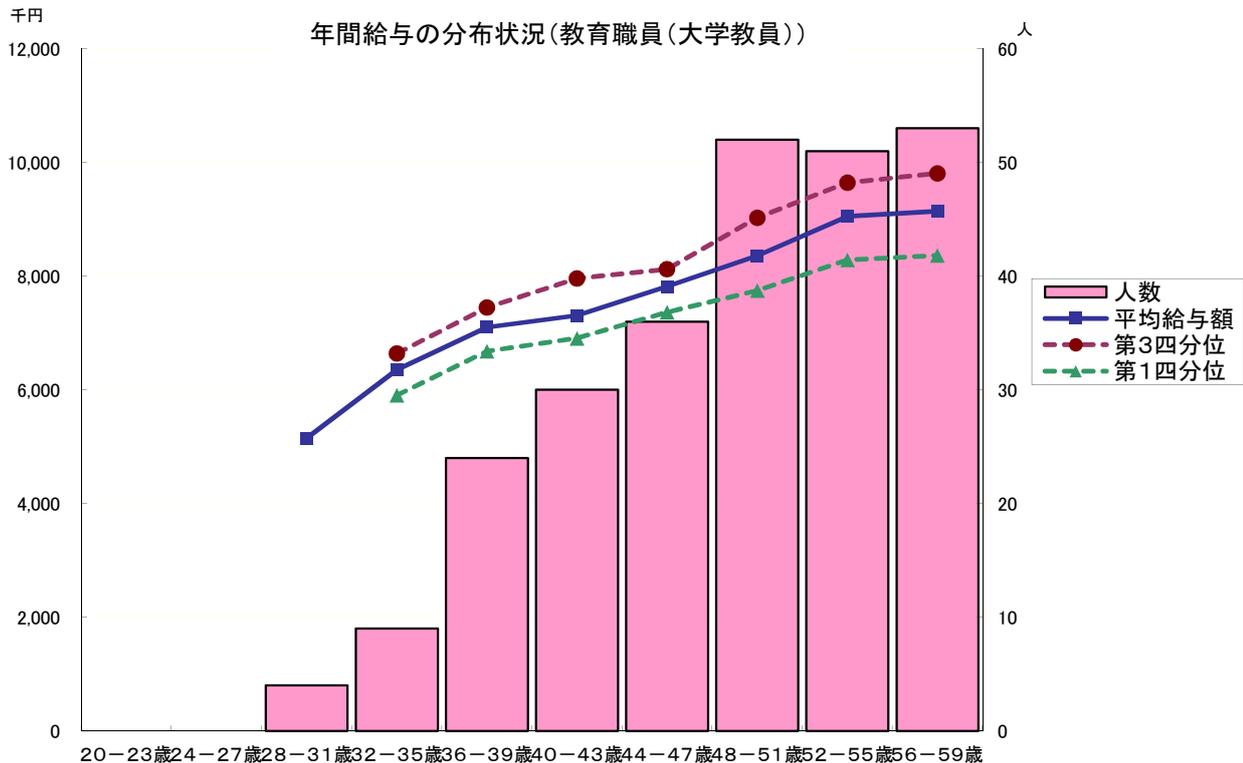
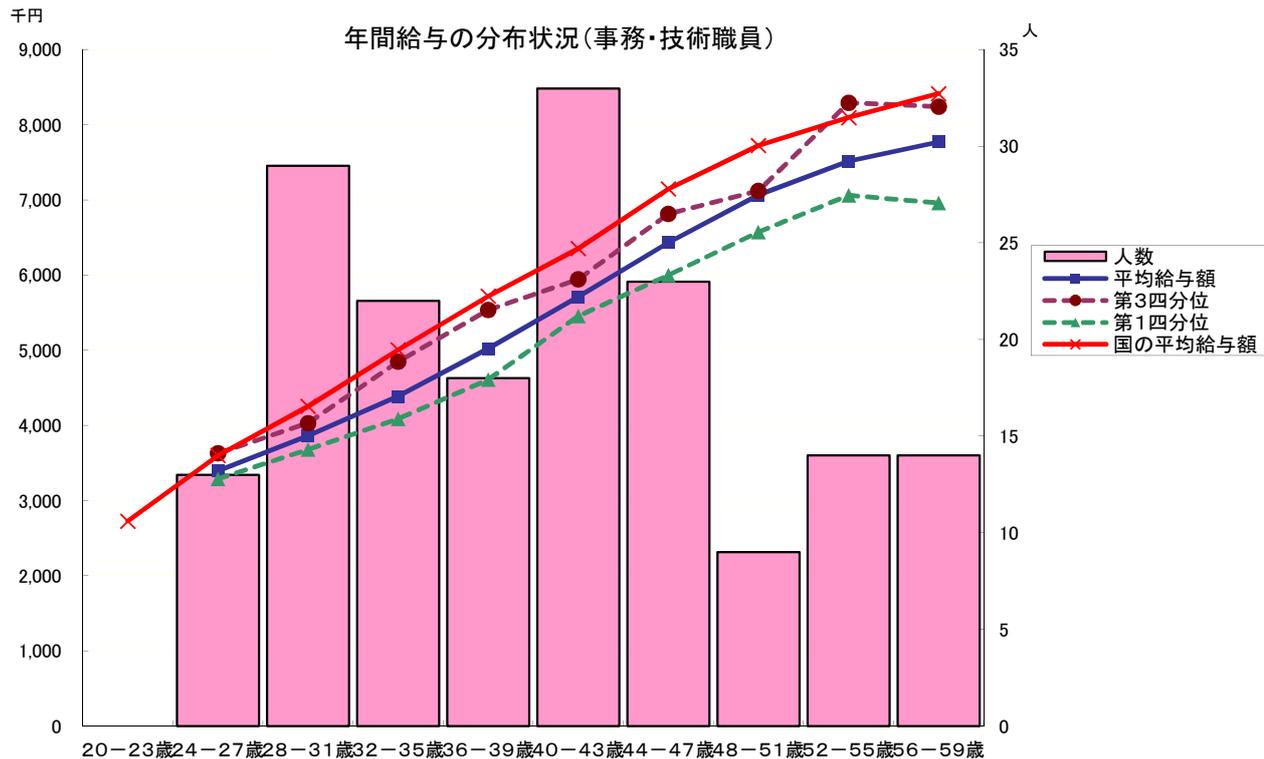
注2:「教育職員(大学教員)」、「特任専門職」及び「特任センター員」は、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	7	63.1	4,357	3,725	105	632
事務・技術	7	63.1	4,357	3,725	105	632

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	5	40.9	2,992	2,279	99	713
事務・技術	4	40.3	3,065	2,341	117	724
技能・労務職種	1					

注:「技能・労務職員」については、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額		
			平均	(最高～最低)	
	人	歳	千円	千円	
代表的職位					
部長	4	56.8	9,739	10,346	8,911
課長	14	54.9	8,212	9,329	7,163
副課長	18	50.4	6,912	7,378	6,286
係長	70	43.6	5,771	7,122	4,612
主任	10	35.9	4,751	5,753	4,104
係員	59	30.3	3,855	4,980	3,022

注1：「課長」には、課長相当職である「事務長」及び「室長」を含む。

注2：「副課長」には、副課長相当職である「副事務長」及び「副室長」を含む。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額		
			平均	(最高～最低)	
	人	歳	千円	千円	
代表的職位					
教授	161	57.1	9,477	12,066	7,886
准教授	145	47.2	7,656	9,027	6,166
講師	19	38.8	6,394	7,839	4,539

④ 賞与(平成26年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	62.5	60.8	61.6
	最高～最低	49.1～32.8	45.9～34.8	47.4～34.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	63.7	62.2	62.9
	最高～最低	43.2～32.6	44.0～33.9	41.8～33.8

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	60.3	58.7	59.5
	最高～最低	43.2～33.2	44.0～35.4	43.6～34.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	64.3	62.4	63.3
	最高～最低	43.2～32.4	44.0～34.8	43.6～33.8

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 90.5 ・年齢・地域勘案 98.2 ・年齢・学歴勘案 90.3 ・年齢・地域・学歴勘案 98.0 (参考) 対他法人 101.7
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	
給与水準の妥当性の 検証	<p>(法人の検証結果)</p> <p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 73.3% (国からの財政支出額 10,054百万円, 支出予算の総額 13,725百万円:平成26年度予算)</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成25年度決算)</p> <p>(文部科学大臣の検証結果)</p> <p>給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>
講ずる措置	職員の給与水準については、今後も引き続き社会一般の情勢に適合したものととなるよう努める。

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標【91.2】

(注) 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比較率を基礎に、平成26年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

(なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。)

4 モデル給与

【事務・技術職員】

- 22歳(大卒初任給, 独身)
月額 215,900円 年間給与 3,463,035円
- 35歳(係長, 配偶者・子1人)
月額 305,189円 年間給与 4,864,787円
- 45歳(副課長, 配偶者・子2人)
月額 387,589円 年間給与 6,176,335円

【教育職員(大学教員)】

- 24歳(助教 修士修了初任給, 独身)
月額 234,000円 年間給与 3,753,360円
- 35歳(准教授, 配偶者・子1人)
月額 416,738円 年間給与 6,654,033円
- 45歳(教授, 配偶者・子2人)
月額 500,065円 年間給与 7,980,451円

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

業務評価又は勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績を考慮して、昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定にあたっているが、評価・評定方法の改善等、継続的に検討している。

Ⅲ 総人件費について

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 5,699,109	千円 5,751,484	千円 5,480,393	千円 5,483,124	千円 6,030,130	千円
退職手当支給額 (B)	千円 606,033	千円 797,689	千円 672,120	千円 344,014	千円 680,491	千円
非常勤役職員等給与 (C)	千円 562,942	千円 542,861	千円 583,058	千円 583,966	千円 617,359	千円
福利厚生費 (D)	千円 737,428	千円 782,205	千円 764,037	千円 801,056	千円 909,040	千円
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 7,605,512	千円 7,874,239	千円 7,499,608	千円 7,212,160	千円 8,237,020	千円

注：中期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。

総人件費について参考となる事項

①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の増減について

給与、報酬等支給総額については、平成24年度から平成25年度まで、特例法に基づく国家公務員の給与見直しに準じて減額措置を講じている。また、平成26年度は、減額措置の終了及び給与法改正に伴うベースアップ等の影響により、前年度と比較して9%の増となった。

②退職手当支給額の増減について

前年度との比較では、定年退職者総数が増えた(25年度11人、26年度26人)ことにより、全体で97.8%増となっている。

Ⅳ その他

特になし